

特定建築物の維持管理報告

特定建築物の所有者は、前年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の建築物の維持管理状況を記載した特定建築物維持管理報告書を毎年５月３１日までに保健所に提出してください。

○ 提出書類

- ・ 特定建築物維持管理報告書
- ・ 飲料水の管理(水道事業者から供給される水を直結で給水する場合を除く。)
 - 残留塩素測定結果書の写し
 - 水質検査結果書の写し
 - 貯水槽の清掃結果書の写し
 - 防錆剤水質検査結果書の写し
- ・ 雑用水の管理(水道事業又は専用水道から供給される水のみを水源とする場合を除く。)
 - 残留塩素測定結果書の写し
 - 水質検査結果書の写し
- ・ 空気環境の測定
 - 測定結果書の写し
- ・ 空気調和設備等の管理
 - 冷却塔水の水質検査結果書の写し
 - 加湿装置水の水質検査結果書の写し
- ・ ねずみ等の防除
 - 施設ごとの調査結果書の写し